

デジタル庁



デジタル庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策（令和5年3月6日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index/kisei/digital.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/digital.html)) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務に関する規制	<p>&lt;制度改正&gt;                      令和5年3月7日付で、第211回国会（衆議院）に議案を上程中（議案番号46）</p> <p>【改正の概要】                      市町村等や大臣認定民間事業者などのサービス提供者（利用者証明検証者）は、過去に電子署名や電子利用者証明による確認を行ったことがある利用者に係る利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき、当該利用者証明用電子証明書の有効性を確認しなければならないこととし、また、当該確認を行うときは、通知された利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置を講じる義務を課すもの。</p>

(事後評価)

該当する政策なし